

佐 計 第 5 2 7 号  
平成 3 1 年 1 月 1 1 日

(佐倉市地域公共交通会議委員)

佐倉市地域公共交通会議  
会長 利根 基文

第 2 4 回佐倉市地域公共交通会議の協議結果について (通知)

厳寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 3 1 年 1 月 4 日付け佐計第 5 1 1 号で協議いたしました下記の事項につきましては、全会一致で承諾いただき、協議が調いましたので通知いたします。

今後とも、佐倉市の交通施策にご理解ご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

協議事項

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書(第 2 3 回会議)記載事項のうち、使用車両の表現について、「南部地域ルートは、使用定員 1 0 人以下の車両での運行も認める。」を「南部地域ルートについては、乗車定員 1 0 人以下の車両を使用する。ただし、佐倉市の通行許可を受けた車両については、この限りでない。」に改めることについて。

(連絡先) 佐倉市都市部都市計画課  
交通対策班 櫻井・小川  
TEL 043-484-6164